○農林水産省令第三十四号

農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）第九十二条第四項及び第百十八条第四項の規定に基づき、並びに農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）及び同令を実施するため、農林水産省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

農林水産大臣　林　芳正

農林水産省組織規則の一部を改正する省令

農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

第百六十五条第六号及び第七号、第百六十六条第三号並びに第二百一条第二号中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改める。

第三百九十一条の見出し中「、数理官」を削り、同条第一項中「、数理官一人」を削り、同条中第十三項を削り、第十四項を第十三項とし、第十五項を第十四項とし、第十六項を第十五項とする。

第三百九十五条第二項第三号中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改める。

第四百六十九条第一項中「一人」を削る。

附則第六項の前の見出し及び同項を削り、附則第七項を附則第六項とし、同項の前に見出しとして「（市場経営指導官等の設置期間の特例）」を付し、附則第八項を附則第七項とし、附則第九項中「及び第三百八十八条第一項」を「、第三百八十八条第一項」に改め、「林業労働安全衛生指導官」の下に「、第三百九十四条第一項の森林除染技術専門官、第三百九十六条第一項の森林環境評価調整官、第三百九十七条第一項の森林除染対策官及び第五百四十四条第一項の漁港漁場専門官のうち三人」を加え、同項を附則第八項とし、附則第十項を附則第九項とし、附則第十一項を附則第十項とする。

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

○農林水産省令・国土交通省令第一号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十五条の五第一項及び第二項第八号、第三十五条の六第三項及び第四項並びに第三十五条の八において読み替えて準用する第三十一条第一項の規定に基づき、独立行政法人土木研究所の業務運営に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

農林水産大臣　林　芳正

国土交通大臣　太田　昭宏

独立行政法人土木研究所の業務運営に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人土木研究所の業務運営に関する省令（平成十八年農林水産省国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人土木研究所の業務運営に関する省令

第一条の見出しを「（業務方法書の記載事項）」に改め、同条中「独立行政法人土木研究所（」を「国立研究開発法人土木研究所（」に改め、「業務方法書に記載すべき」を削り、同条第一号中「独立行政法人土木研究所法」を「国立研究開発法人土木研究所法」に改める。

第二条の見出し中「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第一項中「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項前段」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、「開始」の下に「の日の」を加え、同条第二項中「第三十条第一項後段」を「第三十五条の五第一項後段」に、「中期計画」を「中長期計画」に改める。

第三条の見出しを「（中長期計画の記載事項）」に改め、同条中「第三十条第二項第七号」を「第三十五条の五第二項第八号」に改め、同条第四号中「中期目標」を「中長期目標」に改める。

第四条第一項中「係る」の下に「通則法第三十五条の八において読み替えて準用する」を加え、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項中「通則法」を「通則法第三十五条の八において読み替えて準用する通則法」に改める。

第五条及び第六条を次のように改める。

（業務実績等報告書）

第五条　研究所に係る通則法第三十五条の六第三項の報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。

事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書	当該事業年度に係る年度計画に定めた項目	一　当該事業年度における業務の実績（当該項目が通則法第三十五条の四第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合にあっては次のイからニまでに掲げる事項を明らかにしたものに、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合にあっては次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものに限る。） イ　中長期計画及び年度計画の実施状況 ロ　当該事業年度における業務運営の状況 ハ　当該項目に係る指標及び当該事業年度の属する中長期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該指標の数値（当該項目に係る指標が設定されている場合に限る。） ニ　当該事業年度の属する中長期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報 二　次のイからハまでに掲げる事項を明らかにした前号に掲げる業務の実績についての評価の結果（当該項目が通則法第三十五条の四第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合に限る。） イ　評定及び当該評定を付した理由 ロ　業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策 ハ　過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況
中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書	中長期計画に定めた項目	一　中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績（当該項目が通則法第三十五条の四第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合にあっては次のイからニまでに掲げる事項を明らかにしたものに、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合にあっては次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものに限る。） イ　中長期目標及び中長期計画の実施状況 ロ　当該期間における業務運営の状況 ハ　当該項目に係る指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値（当該項目に係る指標が設定されている場合に限る。） ニ　当該期間における毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報 二　次のイからハまでに掲げる事項を明らかにした前号に掲げる業務の実績についての評価の結果（当該項目が通則法第三十五条の四第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合に限る。） イ　評定及び当該評定を付した理由 ロ　業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策 ハ　過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況